

＜介護福祉士養成実習施設 実習施設Ⅰ・実習施設Ⅱについて＞

平成19年12月、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、介護福祉士養成カリキュラムが大きく変更されます。

実習施設Ⅰと実習施設Ⅱとの別は、以下の通りです。

	実習施設・事業等(Ⅰ)	実習施設・事業等(Ⅱ)
実習施設の要件	・介護保険法その他の関係法令に基づく基準を満たす施設又は事業であって、利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、これに併せて利用者・家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、多職種協働の実践、介護技術の確認等を行うことに重点を置いた施設。	・一つの施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程のすべてを継続的に実践することに重点を置いた施設。 ＜実習の中で、介護過程(介護計画)立案を指導することができる＞
実習指導者の資格要件	・介護福祉士の資格を有する者又は3年以上介護業務に従事した経験のある者	・介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、厚生労働大臣が別に定める研修課程を修了した者(介護福祉士会実施の実習指導者の研修を受けたもの)
介護福祉士の配置要件	特になし	・介護職員(常勤の介護職員とする。)の人数に対する介護福祉士の人数の割合が3割以上であること。
実習時間の要件	特になし	・実習450時間のうち、一つの施設等において3分の1以上実習すること。
その他の要件	特になし	・介護サービスの提供のためのマニュアル等が整備され、活用されていること。 ・介護サービスの提供の過程に関する諸記録が適切に整備されていること。 ・介護職員に対する教育、研修等が計画的に実施されていること。

※実習施設Ⅱは、実習における指導のマニュアルを整備するとともに、実習指導者を中核とした実習の指導の体制が確保され、実習中において介護過程(アセスメント・介護計画の立案・実施・評価・見直し)が学べる施設です。